

縣陵東京同窓会同好会取扱規則(案)

本取扱規則は、同好会が縣陵東京同窓会に登録し、活動するに必要な事項を定める。

記

1. 同窓生が一つの目的のもとに集い活動をする同好会を結成し、同窓会に登録を申請するときは、次の書類を提出しなければならない。
 - ① 継続活動組織としての会則
 - ② 会長、その他役員、会員名簿
 - ③ 年度事業・予算計画、事業・決算報告等
2. 同好会は、常に東京同窓会と相互に連携して親睦を図り、その活動を通じ同窓会を支援すること。
3. 同好会が同窓会事業に参加するときは、幹事会に報告する。また同窓会以外での活動で支援が必要な時は、都度幹事会で審査し後援することが出来る。
4. 同好会が継続 2 年以上の活動がされたときは、同窓会からの活動補助金を申請することが出来る。
5. 申請された補助金額の決定は、その目的等を審査し都度代表幹事会で決定する。
6. 活動報告、決算書が提出されたとき、その監査を同窓会監事がおこなうことができる。

(附則)

1. 本規則の発効は令和 6 年 6 月 8 日とする。

令和 6 年 6 月 8 日

長野県松本県ヶ丘高等学校東京同窓会
会長 久保田 昇子